

伊方発電所に係る許認可スケジュールについて

許認可	プラント	許認可件名	R5年												R6年			備考		
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
		主要工程																		
設置許可	伊方3	震源を特定せず策定する地震動に係る対応																		<ul style="list-style-type: none"> 経過措置期限(令和6年4月20日)までに設置変更許可申請に対する処分完了が必要。 令和5年4月11日の規制委員会において、審査書案了承済み。 プラント側の審査は、Eチームが担当。
	伊方3	使用済樹脂貯蔵タンク増設工事																		<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補助建屋内に建設時から確保しているスペースに使用済樹脂貯蔵タンクを1基増設するもの。
設工認	伊方3	火災防護に係る審査基準の一部改正対応																		<ul style="list-style-type: none"> 経過措置期限(令和6年2月13日以後最初の定期事業者検査終了の日)までに設工認・使用前確認申請に対する処分完了が必要。 プラント全体の設工認に加え、令和3年7月7日に認可処分を受けた乾式貯蔵施設設置工事の設工認 変更認可申請も合わせて実施。 これまでの審査状況を反映し、4月25日に補正申請を行った。
	伊方3	4. 8%ステップ2燃料 4. 1%ステップ2燃料																		<ul style="list-style-type: none"> 新検査制度施行前に、メーカーによる設認、事業者による工認の処分は完了している。
	伊方3	使用済樹脂貯蔵タンク増設工事																		<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補助建屋内に建設時から確保しているスペースに使用済樹脂貯蔵タンクを1基増設するもの。 愛媛県、伊方町に事前協議の了解を頂いた後、申請を行う。
保安規定	伊方3	高経年化技術評価に伴う長期施設管理方針の策定																		<ul style="list-style-type: none"> 3号PLM(R6.12.14認可期限)
安全性向上評価	伊方3	第3回安全性向上評価届出																		<ul style="list-style-type: none"> 3-16定検終了後6ヶ月以内に第3回安全性向上評価の届出を行う。